の負担させるべき金額に応ずる負担金又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により当該事業によつて利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金の部分

年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法）

（略）

（注）　（略）

二・三　（略）

第二　平成四年一月二十四日農林水産省告示第百三号（土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| 負担金の区分 | 支払方法 | 負担金の区分 | 支払方法 |
| 一　元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業（四十七年改正令附則第二項に規定する事業を除く。第二号において同じ。）に係る元年改正令による改正前の土地改良法施行令（以下「元年改正前令」という。）第五十二条第七項第一号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。） | ア　（略）<br>イ・ウ　（略） | 一　元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業（四十七年改正令附則第二項に規定する事業を除く。第二号において同じ。）に係る元年改正令による改正前の土地改良法施行令（以下「元年改正前令」という。）第五十二条第七項第一号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。） | ア　（略）<br>イ・ウ　（略） |
| 二～四　（略） | （略） | 二～四　（略） | （略） |

一　（略）

二　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号。以下「元年改正令」という。）附則第二条第七項及び附則第三条第六項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

(ア)　農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧並びに元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四、第一号の五及び第五号に掲げる事業以外の国営土地改良事業に係るものにあつては、支払期間を十五年、利率を年〇・二パーセントとする元利均等年賦支払の方法

(イ)　農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧並びに元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号に掲げる事業に係るものにあつては、支払期間（据置期間を含む。）を十五年（農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧に係るものにあつては、十七年）、据置期間を三年（農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧に係るものにあつては、二年）、利率を年〇・二パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）

の負担させるべき金額に応ずる負担金又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により当該事業によつて利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金の部分

年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法）

（略）

（注）　（略）

二・三　（略）

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| 負担金の区分 | 支払方法 | 負担金の区分 | 支払方法 |
| 一　元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業（四十七年改正令附則第二項に規定する事業を除く。第二号において同じ。）に係る元年改正令による改正前の土地改良法施行令（以下「元年改正前令」という。）第五十二条第七項第一号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。） | ア　（略）<br>イ・ウ　（略） | 一　元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業（四十七年改正令附則第二項に規定する事業を除く。第二号において同じ。）に係る元年改正令による改正前の土地改良法施行令（以下「元年改正前令」という。）第五十二条第七項第一号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。） | ア　（略）<br>イ・ウ　（略） |
| 二～四　（略） | （略） | 二～四　（略） | （略） |

一　（略）

二　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号。以下「元年改正令」という。）附則第二条第七項及び附則第三条第六項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

(ア)　農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧並びに元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四、第一号の五及び第五号に掲げる事業以外の国営土地改良事業に係るものにあつては、支払期間を十五年、利率を年〇・一パーセントとする元利均等年賦支払の方法

(イ)　農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧並びに元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号に掲げる事業に係るものにあつては、支払期間（据置期間を含む。）を十五年（農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧に係るものにあつては、十七年）、据置期間を三年（農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧に係るものにあつては、二年）、利率を年〇・一パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）